

19年度税制改正で変わる減価償却制度

平成19年4月1日以降事業供与資産の定率法の減価償却方法

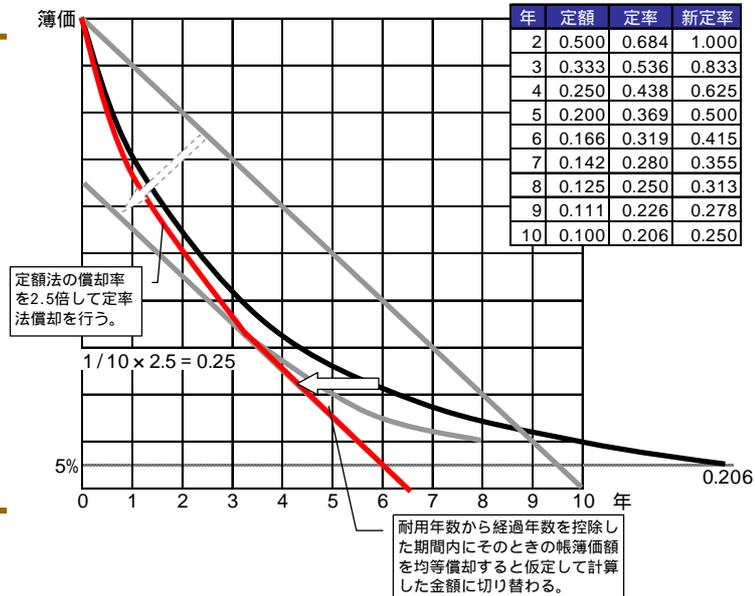
- ・定額法の償却率を250%して定率法償却を行う。
- ・残存期間均等割額 > 定率法償却率となった後は、定額償却(1円まで)。

右のグラフの赤線を参照。

- ・期中取得資産は月割り按分計算。
- ・償却率の上限は1。
- ・耐用年数短縮特例が認められた償却資産にも適用可。
- ・適応対象資産は取得日ではなく、事業供与日が4月1日以降。
- ・平成19年4月1日以降はすべての資産で「残存価格10%」「償却限度額95%」は廃止されている。

平成19年4月1日以前取得資産の減価償却方法

- ・すでに95%償却可能限度額に達している資産は翌事業年度から5年間で均等償却ができる。
- ・適用は平成19年4月1日開始事業年度より。



Mini Topics

別表八 受取配当金等の益金不算入に関する明細書の記載上の注意事項

- ・不動産投資信託(REIT)や特定目的会社(SPC)から受取る配当金等は、益金不算入の対象外となる。
投資法人や特定目的会社の支払配当等の損金算入が認められているため
- ・上場投資信託(ETF)は、収益の分配額の全額が受取り配当金の益金不算入の対象となる。(1/2とか1/4とかする必要がない)
ただし株式のみで運用し、かつ特定の株価指数に連動するように設定され、受益証券が証券取引所に上場していることが要件。

役員給与に関するQ & A追加情報

- ・増減部分以外の「根っこ」部分については損金算入を認めることが明らかにされているが、恣意的な改定を行った場合は「根っこ」部分までもが、損金不算入になる可能性がある。
- ・合併や分割により給与が変動する場合、「根っこ」部分は損金算入できるが変動部分は定期同額給与とは見られず、損金不算入になる。

事前届出給与の「枠取り」に関する留意点

- ・夏冬の賞与を出すことを事前届出している場合で、夏は届出どおりに支払い、冬を届出どおりに支払わない場合は、夏冬両方が損金不算入となってしまいます。安易な枠取りは留意する必要があります。

リース会計基準の適用に伴う消費税の取り扱い

- ・売買処理が行われると、その時点で「リース料の総額」で契約時に課税取引として取り扱われる。
会計上「利息相当額」として処理したとしても、税務上はそれが契約書上に明示されていなければ「リース料総額」が課税対象となることに留意。

一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(07/1/26ASBJ)

- ・子会社に該当しないものと推定した特別目的会社についても取引の概要や取引金額等を開示しなければならない。
- ・重要性の判断は、資産、売上高、利益及び利益剰余金に与える影響を持って判断する。
- ・H19.4.1以後開始事業年度より適用。3月中に正式決定する予定。なお、この開示は、会計方針の変更には該当しない。